

平成 26 年 10 月 24 日
県民生活課
担当 堀田、櫻井
電話：225-1386 内線：3885

ストップ多重債務街頭キャンペーンの実施について

1 趣 旨

多重債務問題が深刻な社会問題になっていることから、石川県多重債務問題協議会に参加する機関・団体の職員等が広報啓発リーフレット等を通行者に配布し、多重債務問題に関する相談窓口や、「多重債務者相談強化キャンペーン2014」期間中（H26.9.1～H26.12.31）に県内で実施する無料相談会の周知を図り、どこにも相談できないまま生活に行き詰まるおそれのある多重債務者に対する相談窓口への誘導を図る。

2 実施時期・場所

- (1)平成 26 年 10 月 28 日（火） 11:00～11:40
めいてつエムザ前（金沢市武蔵町 15 番 1 号）及び
近江町いちば館前（金沢市青草町 88 番地）
- (2)平成 26 年 10 月 29 日（水） 11:00～11:40
PLANT-3 津幡店（津幡町字庄ヌ 3）

3 主 催

石川県・石川県多重債務問題対策協議会

4 参加団体等

石川県多重債務問題対策協議会の構成機関・団体

- ・金沢弁護士会 ・石川県司法書士会 ・日本貸金業協会石川県支部
- ・石川県暴力追放運動推進センター ・石川県金融広報委員会
- ・NPO法人金沢あすなろ会 ・財務省北陸財務局
- ・金沢市市民局人権女性政策推進課
- ・石川県県民文化局県民生活課 ・石川県消費生活支援センター
- ・津幡町産業建設部交流経済課 など

多重債務者無料相談会を開催！

石川県では、金沢弁護士会、石川県司法書士会、日本司法支援センター石川地方事務所（法テラス石川）、市町と協力し、借金でお悩みの方を対象に、弁護士、司法書士等による無料相談会を開催します。中小事業者・個人事業者の方からのご相談も受け付けます。

◇面接相談◇ 予約が必要です

開催日	時間	相談会場	予約・お問い合わせ
11月10日(月)	13時00分 ～ 16時00分	白山市消費生活センター 白山市役所本庁舎1階 (白山市倉光2-1) 《白山市による多重債務相談》	076-274-9507 (白山市消費生活センター)
11月11日(火)	9時30分 ～ 12時30分	中能登町生涯学習センター ラピア鹿島2階研修室 (中能登町井田に部50番地) ※	0767-74-2806 (中能登町企画課)
11月12日(水)		すず市民交流センター 3階第6会議室 (珠洲市上戸町北方1-9-2) ※	0768-82-7760 (珠洲市市民課)
11月13日(木)		奥能登消費生活相談室 能登空港ターミナルビル4階 (輪島市三井町洲衛10-11-1) ※	0768-26-2307 (奥能登消費生活相談室)
11月14日(金)		日本司法支援センター 石川地方事務所(法テラス石川) (金沢市橋場町1-8)	050-3383-5477 (法テラス石川)
11月16日(日)		津幡町消費生活相談室 津幡町役場1階交流経済課横 (津幡町字加賀爪二3) ※	076-288-2104 (津幡町消費生活相談室)
		金沢市近江町消費生活センター 近江町いちば館5階 (金沢市青草町88) ※	076-232-0070 (金沢市近江町消費生活センター)

※の会場では、中小事業者・個人事業者の方を対象に経営指導員による相談も受け付けます。
ご希望の方は開催日の2日前(土日除く)までに予約をしてください。

相談の際にご持参いただくとよいもの

- 借入や返済に関する書類(契約書、利用明細、督促状等)
- 債務一覧表(業者別に当初借入れ年月日、元本額、利率、借入れ残高等を一覧表にまとめたもの)
- 月々の収入、支出額が分かるもの(給与明細、預金通帳等)

そうしよう。



相談しよう。

石川県・石川県多重債務問題対策協議会
金沢市・珠洲市・白山市・津幡町・中能登町
奥能登広域圏事務組合

多重債務の解決のために

万が一、借金を返済できない状況になってしまった場合、返済のために新たな借金をしてはいけません。問題を悪化させるだけです。債務整理の手続きを取ると取立てが止まります。また、長期にわたって返済を続けている場合は、払いすぎた利息を取り戻せる可能性もあります。相談窓口へ速やかに相談しましょう。

◇あなたにあった借金の解決方法があります◇

任意整理

裁判所を通さず、弁護士や司法書士に依頼して、利息制限法に基づき債務の減額、分割弁済などの交渉を行います。

特定調停

簡易裁判所の調停委員が債務者と債権者の間に立って、利息制限法に基づいて債務整理を行います。

個人再生の手続き

裁判所に個人再生の申立てをして認可された再生計画案に基づき、計画案どおりに弁済すれば債務の一部が免除されます。

自己破産

返済不可能な多額の借金を抱えたり、収入の目途が立たない場合には、裁判所の免責という手続きを経て、債務の支払い義務を免れる方法があります。

～多重債務に関するご相談は消費生活相談窓口へ～

消費者ホットライン 0570-064-370

お住まいの市町等の消費生活相談窓口につながります。
(郵便番号をお聞きますので、事前にご確認ください。)

石川県消費生活支援センター 076-267-6110
(金沢市戸水2-30)